

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アテナ柏崎店
所在地 柏崎市柳田町34番地 外
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
(変更前) 53台
(変更後) 41台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 駐輪場なし
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
収容台数 8台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時00分から午後7時00分
(変更後) 午前6時30分から午後9時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
・ 駐車場B
(変更前) 午前9時30分から午後7時30分
(変更後) 午前6時00分から午後9時30分
- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和5年4月9日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
令和4年8月9日
- 4 変更の理由
施設の配置に関する事項及び施設の運営に関する事項の一部に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
令和4年8月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、柏崎市商業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和4年8月26日から令和4年12月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp